

第五検察審査会

平成27年（起相）第1号審査事件

上申書（その2）

平成27年（2015年）3月3日

東京第五検察審査会御中

申立人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

上申の趣旨

2月24日付上申書記載の被疑者武藤らの津波対策の先送りについて（31頁から32頁，116頁），その動かぬ証拠について説明いたします。

津波対策先延ばし（握り潰し）の動かぬ証拠

平成20年（2008年）6月，東電土木グループが明治三陸型地震の想定で最大15.7メートルの津波が福島第一原発に来るかもしれないという試算を得たことを被疑者武藤らに報告しました。被疑者武藤らは部下にそれに対する対策を検討するように指示しました。

しかし，多大な費用と時間がかかることが分かったので，被疑者武藤らは同年7月，一転して対策を取ることを止めました。そして，その言い訳として，土木学会

に再調査を依頼することにしました。彼らの唯一の言い訳は「何もしなかったわけではない、さらに確認するために土木学会に再調査を依頼してその結果を待っていたのだ」ということなのです。検察はその言い訳を認めてしまいました。

しかし、その調査依頼が実際に行われたのは、それから約1年後の平成21年（2009年）6月11日のことです。それが第26号証の『委託研究』の申請について」というたった1枚の、しかも本文がたった13行の書類です。

この1枚の書類を仕上げて発送するのに約1年もかけているのです。何と緩慢な、怠惰な仕事ぶりでしょう。しかも、回答期限（委託研究期間）を約3年先の平成24年（2012年）3月23日と定めているのです。15.7メートルの津波がきて重大事故になるかもしれないというのに、あまりにも長すぎる期間です。書類発出までの1年間を加えると15.7メートルという試算が被疑者武藤らに報告されてから実に4年の時間稼ぎをしたのです。故意の怠慢というほかありません。

果たせるかな、約15メートルの高さの津波が回答期限の平成24年（2012年）3月23日の約1年前の平成23年（2011）年3月11日に来襲して、福島第一原発の苛酷事故が起こってしまったのです。

もし、平成20年（2008年）6月に直ちに対策を取るか、土木学会に再調査を依頼するにしても、回答期限を1年以内にしてそれに見合う対策を東京電力および被疑者らが取っていたら本件事故は防げたのです。第26号証は被疑者武藤らの危機情報握り潰しの動かぬ証拠なのです。

以上

津波対応時系列表

年	月	本件にかかる事実	備考
昭和 41 (1966) 年	7 月	福島第一原発 1 号機原子炉設置許可申請	福島第一原発から 55 Km 離れた小名浜港において、1951 年から 63 年までの 12 年間の最高潮位 O. P. +3. 122m を基に設計
平成 5 (1993) 年	7 月	北海道南西沖地震・津波	北海道奥尻島を、既往最大をはるかに超える津波が来襲した
	10 月	経産省資源エネルギー庁（エネ庁）が電事連に対し津波安全性評価を指示	
平成 6 (1994) 年	3 月	東電が報告書「福島第一・第二原子力発電所津波の検討について」を作成	東電は、既往最大津波がチリ津波であると、想定水位を上昇側で O. P. +3. 5 m とした
平成 7 (1995) 年	1 月	兵庫県南部地震発生（阪神・淡路大震災）	
平成 9 (1997) 年	（～平成 10 (1998) 年 3 月）	建設省など 7 つの省庁が「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」および「地域防災計画における津波防災対策の手引き」（七省庁手引き）を作成	防災の指針として、想定しうる最大規模の津波を加えた 福島県沖日本海溝沿いも波源域として予測した 津波解析の精度は二倍の誤差がありうるため、考慮するよう示した
	7 月	電事連津波対応WGが『『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について』を作成	七省庁手引きに基づいて津波高を試算すると、福島第一は最大で O. P. +8. 6m になると報告
平成 11 (1999) 年	12 月	フランスのルブレイエ原発が高潮による電源喪失事故を起こす	
平成 12 (2000) 年	2 月	電事連が総合部会で「津波に関するプラント概略影響評価」を報告	津波解析の誤差があることを考慮し試算、想定 1. 2 倍の津波水位で原子炉冷却に影響があると報告
平成 14 (2002) 年	2 月	土木学会の原子力土木委員会津波評価部会が「原子力発電の津波評価技術」（土木学会手法）を策定	福島県沖海溝沿いの地震津波を想定から外し、既往最大地震を基にする考え方に逆戻りした 津波解析の誤差を見込まず、安全率も見込まない（1. 0 倍）とした
	3 月	東電が福島第一の想定津波高を O. P. +5. 7 m に引き上げ	
	7 月	地震調査研究推進本部（推本）が、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（長期評価）を発表	長期評価では、福島県沖海溝沿いでも高い津波をもたらす津波地震が起こりうると予測した
平成 16 (2004) 年	2 月	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」第二回専門調査会	岩手県沖以外の海溝沿い津波地震を想定しないと示し、地震学者の多くから批判が出た
	12 月	インドのマドラス原発がスマトラ沖地震津波を受け緊急停止する	
平成 18 (2006) 年	1 月～	保安院・JNES・電事連等による「内部溢水、外部溢水勉強会」が開かれる	土木学会手法の津波高さの 1. 5 倍程度を想定し、措置を講じるとした
	7 月	東電が第 14 回原子力工学国際会議で	今後 50 年以内に想定を超える津波の確

年	月	本件にかかる事実	備考
		「マイアミレポート」を報告	率が約10%、10mを超える確率も約1%弱、13m以上の大津波も0.1%かそれ以下の確率と算定
	9月	耐震設計審査指針が改訂（新耐震指針）	極めてまれではあるが発生する可能性があるかと想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなった
		保安院とJNESにより「第54回安全情報検討会」が開かれる	「進捗状況管理表」に、必要な津波対策を指示しないと『不作為』を問われる可能性がある」と記載される
平成19 (2007)年	7月	新潟県中越沖地震発生	柏崎・刈羽原発が、新耐震指針でも想定しなかった揺れに襲われる
	11月	東電土木調査グループが、推本の長期評価の取り扱いに関する検討を開始	耐震バックチェックにおける津波評価のため
平成20 (2008)年	2月	東電幹部らの会議「中越沖地震対応打合せ」	被疑者武黒は、想定津波高が上昇する旨の資料を確認、大津波の可能性について報告を受け、女川・東海原発の対応について質問する
	3月	東電土木グループが、明治三陸型地震の想定で最大15.7mの津波の試算を得た	推本の長期評価に基づき、福島県沖海溝沿いの想定で試算
	6月	東電土木グループが、明治三陸型地震の想定で最大15.7mの津波の試算を得たことを被疑者武藤らに報告	被疑者武藤は、防波堤など津波対策の検討を指示 試算結果は2011年3月7日まで保安院に報告されなかった
	7月	<u>被疑者武藤が、長期評価の扱いについて、土木学会の検討に委ねるとした</u>	東京第五検察審査会は「時間稼ぎ」と指摘
	8月	東電土木グループが、延宝房総沖型地震の想定で最大13.6mの津波の試算を得る	
	11月	東電土木グループが、貞観型津波で最大9.2mの津波の試算を得る	土木学会手法では12m前後の波高 吉田調書によると、被疑者勝俣・武黒らが認識しているとある
平成21 (2009)年	<u>6月</u>	<u>11日 東電、土木学会に調査研究依頼</u>	<u>土木学会へ依頼し、津波問題を先送り</u>
	6月、7月	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤 合同WG（第32回）及び（第33回）	産総研岡村委員が、耐震バックチェックに貞観型地震・津波について考慮するよう指摘するが、東電西村職員や保安院名倉審査官の働きかけで先延ばしされる
	8月	保安院が東電に、津波評価と対策の現況について説明を要請	貞観型津波が原発建屋敷地高さを超える試算であると報告される
	9月	貞観津波の試算について、東電が保安院に報告	東電は耐震バックチェックで貞観型地震を考慮しないとした
平成22 (2010)年	3月	保安院の森山審議官が原子力発電安全審査課長らにメールを送る	東電役員が貞観型津波について認識していたとある バックチェックの先延ばしを示唆
平成23 (2011)年	3月	7日、東電が保安院に最大15.7mの津波試算を得たことを報告する	明治三陸型15.7m、延宝房総沖型13.6m、貞観型9.2mを報告
		<u>11日、東北地方太平洋沖地震・津波発生</u>	<u>東京電力福島第一原発事故発生</u>
平成24 (2012)年		<u>23日 東電の土木学会への調査依頼の回答期限</u>	

※赤字（下線）は、2月24日付申立人ら上申書別紙「津波対応時系列表」に加筆した項目。